

東根市省エネ住宅普及促進事業費補助金

市では、持続可能な循環型社会の実現及び地球温暖化の抑制に寄与するため、省エネ住宅を新築、又は購入した方に補助金を交付します。

〔補助対象住宅〕

市内に自己居住用として新築または購入する戸建て住宅で、＜1＞または＜2＞のいずれかの全ての項目に該当する住宅。

＜1＞住宅の新築の場合、建売住宅の購入(新築工事完了前に売買契約を締結)の場合

- 山形県から「やまがた省エネ健康住宅認定証」の交付を受けた住宅
- 「新築工事完了日(建築基準法に規定する検査済証の交付日)」と「やまがた省エネ健康住宅認定証の交付日」のいずれか遅い方の日付が令和7年度中の住宅

＜2＞建売住宅の購入(新築工事完了後に売買契約を締結)の場合

- 山形県から「やまがた省エネ健康住宅認定証」の交付を受けた住宅
- 令和7年度中に引き渡しを受けた住宅
- 完成から引き渡しまでの間に、居住用に使用されたことのない住宅

「やまがた省エネ健康住宅認証制度」の注意点

- ・施工者は山形県内に住所を有する個人事業者または山形県内に本店を有する法人事業者であること(東京都など県外に本社がある住宅メーカーなどは対象外)
- ・最初の手続きとして、断熱工事着手 40 日前までに設計認証申請書の提出が必要

〔補助対象者〕 ※全ての項目に該当する人

- 補助対象住宅に住民票の住所を異動した人
- 自ら居住するために、補助対象住宅を新築または購入した人
- 市税等を滞納していない人(前住所地を含む)

〔補助金額〕

補助対象住宅一棟あたり 30 万円

〔補助金申請の流れ〕

この補助金については、工事着工前や購入前の申請等は不要で、裏面の〔補助金申請時の提出書類〕がそろったら、提出期限の令和8年3月31日(火)までに書類を提出してください。



〔補助金申請時の提出書類〕

提出書類	備考
○補助金交付申請書兼実績報告書 (様式第1号)	
○やまがた省エネ健康住宅認定証の写し	・「設計適合証」や「検査済証」ではなく「認定証」
○工事請負契約書または売買契約書の写し	
○建築基準法に規定する検査済証の写し	・建築基準法第7条第1項の規定(建築物に関する完了検査)の適用を受けない建築物は、工事完了引渡証明書の写し
○住宅の完成写真(外観写真2方向)	
○位置図(地図上で住宅の位置がわかるもの)	
○住宅が未使用であることを確認できる書類 ※建売住宅の購入(新築工事完了後に売買契約を締結)の場合	・宅地建物取引業者等が発行する「家屋未使用証明書」など
○住宅の引き渡し日が確認できる書類 ※建売住宅の購入(新築工事完了後に売買契約を締結)の場合	・売買契約書内に住宅の引き渡し日の記載がある場合、売買契約書の写しと兼ねてください
○納税証明書	・R6.1.1時点で東根市に住所があれば不要
○補助金請求書(様式第3号)	・シャチハタ以外で押印ください
○書類チェックリスト	

〔提出先・お問い合わせ先〕

〒999-3795 東根市中央一丁目1番1号

東根市役所 生活環境課 生活環境係(市役所1階6番窓口)

午前8時 30 分～午後5時 15 分(土日祝・その他閉庁日を除く)

TEL 0237-42-1111(内線 2175)

メール seikatsu@city.higashine.yamagata.jp

